

# 飯田市議会要覧

平成 29 年 6 月

飯田市議会事務局

# 飯田市市民憲章

わたくしたちの飯田市は、美しい自然に恵まれ、長い歴史と尊い伝統文化に  
つまれた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進してい  
ます。

わたくしたちは、このまちの市民としての誇りをもち、明るく健康で豊かな  
市民生活を築くために、全市民のねがいをこめてこの憲章をかかげ、たがいに  
はげましあい、手をとりあって進みます。

わたくしたちは

- 1 自然を大切にし、美しい環境の飯田市をつくります。
- 2 心身をきたえ、健康で明るい飯田市をつくります。
- 3 伝統を生かし、文化の香り高い飯田市をつくります。
- 4 善意を広め、思いやりの心で幸せな飯田市をつくります。
- 5 楽しく働き、豊かな産業の飯田市をつくります。

(昭和52年6月21日 制定)

---

市章 ～市章の象形～  
平仮名「い」を組み合わせ  
「田」を形どり「いいだ」  
を象形する。



# 目次

I	沿革	
1	沿革	1
2	人口と世帯の推移	3
3	飯田市自治基本条例	4
II	市議会の構成	
1	構成	10
2	議員名簿	12
3	正副議長及び各委員会委員名簿	13
4	監査委員及び南信州広域連合議会議員名簿	13
5	議会選出の各種委員等	14
6	各会派及び各会派の代表者氏名	16
III	市議会の活動	
1	市議会の活動状況	
(1)	市議会招集回数 10 か年比較表	17
(2)	議会開会状況	17
(3)	議会審議状況	18
2	報酬・その他	19
3	定期刊行物	20
4	市議会会議録	20
5	議会事務局の事務分掌	21
IV	飯田市の概要	
1	平成 29 年度飯田市各会計及び一般会計当初予算の概要	22
2	飯田市行政組織機構図	30
3	職員の定数	32



# I 沿革

## 1-1 飯田市の沿革

飯田市は、長野県の最南端に位置する伊那谷の中心都市である。諏訪湖に源を發し、伊那谷を南下して太平洋に注ぐ天竜川の全長のほぼ中央に位置し、東に南アルプス国立公園、西に中央アルプス県立公園をひかえ、豊かな自然、優れた景観及び四季に富んだ暮らしやすい温暖な気候に恵まれている。伊那盆地の河岸段丘に位置する市街地から南アルプスの山懐に抱かれる遠山郷までにわたる658.66平方キロメートルの市域に103,023人（平成29年4月1日現在）の人口を擁し、地域に根ざした特色ある文化や産業活動が幅広く展開されている。

現在の飯田市街は飯田城の城下町であり、街並みの様相から「小京都」と呼ばれてきたが、昭和22年4月に市街地の3分の2を焼失する大火に見舞われた。以後面目を改め、防火モデル都市、さらに近年は環境モデル都市として注目されている。

近世の太宰春台、近代の菱田春草、河竹繁俊、日夏耿之介等学芸の士の生誕地であり、りんご並木のまち、人形劇のまちとして親しまれ、名勝天龍峡があり、豪快な天竜川下りが楽しめるほか、遠山郷の霜月まつり、各地に伝わる獅子舞など、伝統文化が豊富な地である。

昭和12年4月1日に飯田町と上飯田町が合併して市制を施行、以来、15町村と合併し、今日の飯田市の市域を成している。



「伊那谷の夜明け」とまで言われ、多くの市民が期待していた中央自動車道西宮線は、昭和50年8月23日に中津川一駒ヶ根間が開通し、昭和57年11月10日に全線開通となり、飯田地方と中京圏、首都圏との経済、文化の交流が飛躍的に拡大した。

また、東海地域と飯田を結ぶ三遠南信自動車道においては、平成6年3月29日に矢筈トンネルが、平成20年4月13日には飯田山本IC一天龍峡IC間が開通し、その後も全線開通を目指しての建設が進行している。

さらに、平成39年開業予定のリニア中央新幹線については、平成25年9月にルート及び長野県駅が飯田市上郷飯沼に設置される計画が公表された。三遠南信地域連携ビジョン等ともあいまって、激的に近くなる首都圏と中京圏との連結地域として本市の果たす役割が期待される。

## 1-2 市議会の沿革

飯田市議会は、昭和31年に1市7か村を廃し、その区域をもって市制を施行したことに伴い、旧市村の議員が引き続き市議会議員（総員149人）として在任、同年10月8日に臨時会が開かれ、初代議長に代田源六郎氏、初代副議長に伊藤清氏が選出された。

市議会議員の定数は、昭和32年3月12日の定例会において「飯田市議会議員の選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例」（小選挙区制）を可決、以後、議員定数の見直しと合併による増員などの変遷を経てきた。

平成19年5月、新しい時代にふさわしい地方議会の在り方を模索する中で、市民にとってわかりやすく開かれた議会を目指し「議会改革検討委員会」を設置した。委員会では、「議員の在り方の変革を目指して」ほか5項目を議論する中、平成21年4月19日執行の議員選挙から定数を29人から23人に削減し、常任委員会の所属についても複数所属とし、一人の議員が二つの常任委員会に所属することとした。平成25年4月21日執行の議員選挙後は委員会活動をさらに充実させるため、議員は一つの常任委員会に所属することとした。

飯田市議会の近年の取組として最も注目されるのは、「飯田市自治基本条例」の制定である（平成19年4月施行）。その端緒は、平成15年5月、政策立案型議会への転換を目指した議会議案検討委員会の設置にある。翌16年5月20日には、市民を委員として「わがまちの“憲法”を考える市民会議」が発足、同会議は条例の制定に向けた研究を行い、同年12月28日にその成果を最終答申書にまとめ、議長に提出した。市議会は翌17年5月に自治基本条例特別委員会を設置し、2度にわたる地区懇談会及び議会によるパブリックコメントの実施を経た後、自治基本条例の案を平成18年9月21日に議会議案として提案し、全会一致で可決した。

この条例の制定を契機に、平成20年度から「議会による行政評価」がスタートし、開かれた議会を実現するための「議会活動報告会」も同年度から開催され、「議会報告会」と名称変更して継続している。平成23年1月から、条例中の「議会の役割」について議会による検証が開始され、平成24年3月には、これまでの検討を踏まえ「議会改革・運営ビジョン」を取りまとめ、常設の機関として「議会改革推進会議」を設置した。議会改革推進会議では、1年をかけ課題として整理した29項目すべてを検討し、平成25年3月に「議会改革・運営ビジョン実現に向けた取組み（まとめ）」として取りまとめた。

その後、平成25年4月には議会報告会を含む広報広聴活動を充実させるため、「広報広聴委員会」を設置している。



人形劇フェスタのイメージキャラクター「ぼお」です。太り気味の妖精でリンゴ並木に住んでいるそうです。

## 2 人口と世帯の推移

(単位：世帯・人・km<sup>2</sup>)

年 月	世帯数	人口	男	女	面積
昭和31. 9	14,627	69,235			199.78
昭和36. 3	16,018	69,538			206.07
昭和39. 3	19,179	79,541			293.03
昭和54. 4	20,870	77,860	36,794	41,066	〃
昭和59. 4	21,872	78,665	37,331	41,334	〃
昭和60. 4	26,458	92,132	43,776	48,356	299.23
昭和61. 4	26,469	92,096	43,709	48,387	〃
昭和62. 4	26,573	92,179	43,783	48,396	〃
昭和63. 4	26,709	92,050	43,810	48,240	〃
平成 1. 4	26,824	91,846	43,778	48,068	〃
平成 2. 4	27,033	91,806	43,721	48,085	298.90
平成 3. 4	27,277	91,723	43,739	47,984	〃
平成 4. 4	27,467	91,612	43,695	47,917	〃
平成 5. 4	27,732	91,684	43,819	47,865	〃
平成 6. 4	32,507	106,104	50,754	55,350	325.35
平成 7. 4	32,829	106,233	50,841	55,392	〃
平成 8. 4	33,183	106,472	50,991	55,481	〃
平成 9. 4	33,577	106,495	50,971	55,524	〃
平成10. 4	33,975	106,695	51,142	55,553	〃
平成11. 4	34,233	106,464	51,093	55,371	〃
平成12. 4	34,519	106,479	51,135	55,344	〃
平成13. 4	34,870	106,456	51,093	55,363	〃
平成14. 4	35,056	106,161	50,947	55,214	〃
平成15. 4	35,382	106,078	50,893	55,185	〃
平成16. 4	35,656	105,846	50,728	55,118	〃
平成17. 4	35,807	105,411	50,511	54,900	〃
平成18. 4	37,190	107,593	51,640	55,953	658.76
平成19. 4	37,395	106,993	51,253	55,740	〃
平成20. 4	37,787	106,770	51,138	55,632	〃
平成21. 4	37,682	105,867	50,693	55,174	〃
平成22. 4	37,801	105,372	50,407	54,965	658.73
平成23. 4	37,886	104,771	50,146	54,625	〃
平成24. 4	38,087	104,291	49,931	54,360	〃
平成25. 4	39,040	105,750	50,445	55,305	〃
平成26. 4	39,108	104,954	50,076	54,878	〃
平成27. 4	39,358	104,284	49,884	54,400	658.66
平成28. 4	39,656	103,712	49,623	54,089	〃
平成29. 4	39,711	103,023	49,343	53,680	〃

※平成25.4以後は住民基本台帳法の改正により外国人を含む数字

### 特記事項

- ・昭和31年 9月 : 飯田市、座光寺村、松尾村、竜丘村、三穂村、伊賀良村、山本村及び下久堅村の1市7か村を合併
- ・昭和36年 3月 : 川路村を編入合併
- ・昭和39年 3月 : 上久堅村、千代村及び龍江村を編入合併
- ・昭和59年12月 : 鼎町を編入合併
- ・平成 5年 7月 : 上郷町を編入合併
- ・平成17年10月 : 上村及び南信濃村を編入合併
- ・平成22年 2月 : 天龍村との境界を修正
- ・平成26年10月 : 国土地理院が、計測方法を変更したことによる面積の修正

# 飯田市自治基本条例

平成18年9月21日条例第40号

一部改正：平成23年11月30日条例第25号

一部改正：平成25年3月25日条例第2号

## 目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 自治の基本原則(第4条—第7条)

第3章 市民等の役割(第8条—第10条)

第4章 地域自治(第11条—第15条)

第5章 市政運営(第16条—第21条)

第6章 市議会の役割(第22条—第27条)

第7章 市の執行機関の役割(第28条—第34条)

第8章 住民投票(第35条)

第9章 条例の見直し(第36条)

附則

わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。

わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。

わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。

わたくしたちは、飯田市市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。

### (条例の位置付け)

第2条 この条例は、自治及び市政に関する基本的な原則を定めた最高規範であり、市民及び市は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

3 市は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。



(用語の定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。
- (2) 市民組織 市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。
- (3) 事業者 市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4) 市 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。
- (5) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (6) まちづくり 「ムトス」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動を総称します。
- (7) 自治 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。
- (8) 協働 まちづくりのために、市民と市とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。
- (9) 基本構想 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本となる考え方をいいます。

## 第2章 自治の基本原則

(自治の基本原則)

第4条 市民と市とは、この章に掲げる自治の原則に基づき、協働して自治を推進するものとします。

(市民主体の原則)

第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。

2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます。

(情報共有の原則)

第6条 まちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、その情報や意見を市民と市とが共有することにより推進します。

(参加協働の原則)

第7条 まちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。

## 第3章 市民等の役割

(市民の権利)

第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。

2 市民は、市政に関する計画や政策の立案段階から参加する権利を有し、意見を述べるすることができます。

- 3 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、市に対し市が保有する情報の公開を求めることができます。

#### (市民の役割)

第9条 市民は、まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めます。

- 2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

#### (事業者の役割)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するものとします。

### 第4章 地域自治

#### (市民組織の尊重)

第11条 市は、市民組織の自主性及び自立性を尊重し、市民組織が活動するために必要な支援を行います。

- 2 市民は、市民組織がまちづくり推進の主要な担い手であることを認識し、市民組織を尊重し、守り育てるものとします。

#### (地域自治の推進)

第12条 市は、地域の特性と自主性が活かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。

#### (地域自治区)

第13条 市は、市民に身近な事務事業を市民の意見を反映させて処理するとともに、地域の自治を促進するため、法律に基づく地域自治区を設けます。

- 2 地域自治区に置かれる地域協議会は、地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。

#### (まちづくりのための委員会等)

第14条 市は、市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自立的な運営を尊重します。

#### (自治活動組織)

第15条 市民は、地域社会の一員として、自治活動組織(地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織をいいます。)の役割について理解を深め、協力するとともに、自治活動組織への加入に努めます。

- 2 市民は、可能な範囲内で、自治活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を發揮することができるものとします。
- 3 自治活動組織は、地域市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。

### 第5章 市政運営

(協働して行う市政運営)

第16条 市は、市政に関する計画や政策の立案段階から市民の参加を促進し、市民と協働して市政運営を行います。

2 市は、市民の多様な参加の機会を整備し、協働のまちづくりを推進し、自治の拡充を図ります。

(市民意見の公募)

第17条 市は、別に定めるところにより、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、市民の意見を求めます。

2 市は、市民から提出された意見を尊重し、意見についての考え方を公表します。

(附属機関の委員の任命)

第18条 市の執行機関は、特定事項について審議又は調査等を行う附属機関に、市民の多様な意見が反映されるように委員を任命します。

(情報の公開)

第19条 市は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。

2 市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。

(個人情報の保護)

第20条 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。

(基本構想等)

第21条 市は、まちづくりの理念に基づき、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。

2 市は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。

## 第6章 市議会の役割

(市議会の責務)

第22条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。

2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。

4 市議会は、合議体として論点、課題等について議論を深めるため、議員相互間の自由な討議を重んじて活動します。

(開かれた議会運営)

第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。

- 2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。
- 3 市議会は、議会報告会の開催等を通じ、前2項に規定することの実現に努めます。

(市議会議長の責務)

- 第24条 市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。
- 2 市議会議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。

(市議会議員の責務)

- 第25条 市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。
- 2 市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。
  - 3 市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。

(政策の調査、審議のための機関)

- 第26条 市議会は、政策の調査、立案のために必要な専門的事項に係る調査、審議を、学識経験を有する者等に求めることができます。
- 2 市議会は、前項の学識経験を有する者等の指定に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようにします。

(市議会事務局職員の責務)

- 第27条 市議会事務局職員は、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて市議会の活動を補佐します。
- 2 市議会事務局職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。

## 第7章 市の執行機関の役割

(市長の責務)

- 第28条 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。
- 2 市長は、自治の基本原則に基づき、市の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。

(市の執行機関の責務)

- 第29条 市の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理、執行します。

(市の執行機関の組織運営)

- 第30条 市の執行機関は、行政組織について効率的かつ機能的なものとするとともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げるよう運営します。
- 2 市の執行機関は、職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。

(説明責任)

第31条 市の執行機関は、行政運営の透明性を高めるため、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たします。

2 市長その他の執行機関は、市議会に対して、市政に関する意思決定の過程及び行政運営の状況を随時報告するものとします。

(行政評価)

第32条 市の執行機関は、市の施策や事務事業の執行状況を、基本構想等に基づき検証し、継続的な見直しを行い、効果的に執行します。

2 市の執行機関は、施策や事務事業の達成状況を公表し、市民から理解を得られる行政運営を進めます。

(財政状況の公表)

第33条 市長は、市の財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性に努めます。

2 市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するように努めます。

(市の執行機関の職員の責務)

第34条 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に、全力をあげて職務を遂行します。

2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。

## 第8章 住民投票

(住民投票)

第35条 市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

## 第9章 条例の見直し

(条例の見直し)

第36条 市は、社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要があるときは、条例の見直しを行います。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

附 則(平成23年11月30日条例第25号)

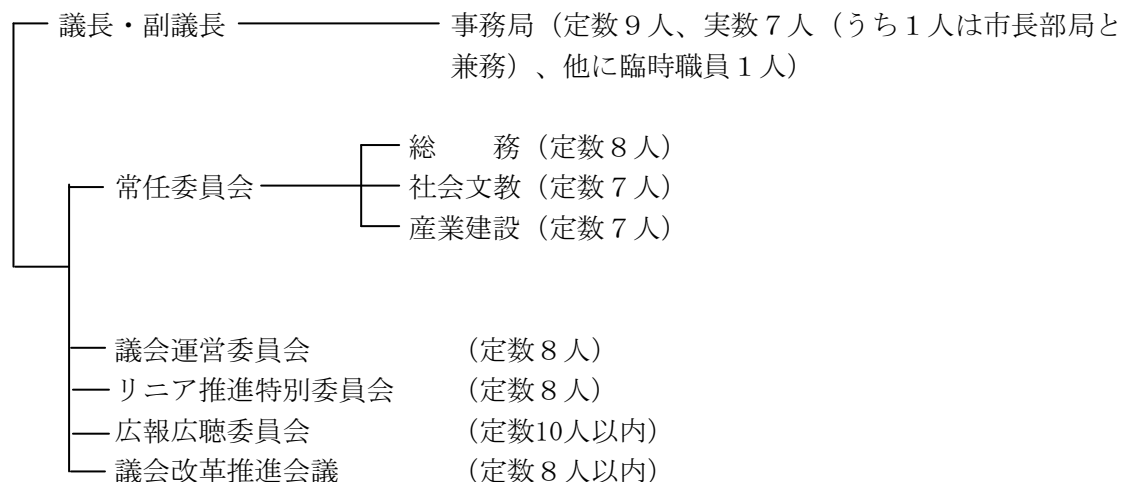
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

## II 市議会の構成（平成29年5月10日現在）

### 1 構成



※平成25年4月28日から3常任委員会単独所属体制

#### (1) 常任委員会

##### ア 所管事項

- (ア) 総務委員会：総務部、総合政策部、市民協働環境部、市長公室、危機管理室、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項
- (イ) 社会文教委員会：健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項並びに病院事業に関する事項
- (ウ) 産業建設委員会：リニア推進部、産業経済部、建設部、上下水道局、水道局及び農業委員会の所管に属する事項

イ 任期 2年

#### (2) 議会運営委員会

##### ア 所管事項

- (ア) 議会の運営に関する事項
- (イ) 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項
- (ウ) 議長の諮問に関する事項

イ 任期 2年

#### (3) リニア推進特別委員会

##### ア 所管事項

リニア中央新幹線の推進に関する諸課題の研究調査に関する事項

イ 任期 2年

#### (4) 広報広聴委員会（協議又は調整を行うための場）

##### ア 所管事項

- (ア) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項
- (イ) 議会ホームページの管理運営に関する事項
- (ウ) インターネットを利用した会議公開に関する事項

- (エ) 会議傍聴の推進に関する事項
  - (オ) 市民への講座等の開催に関する事項
  - (カ) 議会報告会の企画運営及び市民意見の取扱いに関する事項
  - (キ) その他議会の広報に関する事項
- イ 任期 2年

(5) 議会改革推進会議（協議又は調整を行うための場）

ア 所管事項

- (ア) 飯田市議会の改革に関する調査研究
- (イ) 議会改革・運営ビジョン（平成22年3月22日決定）の実践状況の検証
- (ウ) 議長又は議会運営委員会から諮問された事項に関する調査審議
- (エ) その他推進会議の設置の目的のために必要な事項

(6) 議員

ア 任期 平成29年4月28日から平成33年4月27日まで

イ 条例定数 23人

ウ 現員数 23人

(ア) 党派別

公明党 3人 日本共産党 2人 無所属 18人

(イ) 会派別

会派のぞみ 13人 会派みらい 3人 公明党 3人  
市民パワー 2人 日本共産党 2人

## 2 議員名簿

番号	氏名	会派	期数	郵便番号	住所	自宅電話等
1	清水 優一郎	会派のぞみ	1	〒399-2223	千栄531番地	27-4858
2	岡田 倫英	会派のぞみ	1	〒395-0023	江戸浜町3661番地12	-
3	塚平 一成	会派のぞみ	1	〒399-2563	時又1046番地2	26-9137
4	竹村 圭史	会派のぞみ	2	〒395-0244	山本1407番地	25-2247
5	小林 真一	公明党	1	〒399-2601	虎岩2207番地1	29-8167
6	福澤 克憲	市民パワー	1	〒395-0025	東中央通5丁目20番地4	53-1285
7	古川 仁	日本共産党	2	〒395-0803	鼎下山677番地5	53-3792
8	木下 徳康	会派のぞみ	2	〒395-0813	毛賀366番地	24-4932
9	山崎 昌伸	会派のぞみ	2	〒395-0817	鼎東鼎292番地7	23-0204
10	熊谷 泰人	会派のぞみ	2	〒395-0075	白山通り3丁目391番地1	53-4150
11	湯澤 啓次	会派のぞみ	3	〒395-0001	座光寺2570番地1	24-6698
12	永井 一英	公明党	4	〒395-0077	丸山町2丁目6725番地14	23-4021
13	福沢 清	会派みらい	3	〒395-0029	二本松333番地1	22-5620
14	木下 容子	市民パワー	5	〒395-0063	羽場町1丁目5番地7	22-5973
15	後藤 荘一	日本共産党	5	〒395-0156	中村1221番地	25-7857
16	湊 猛	会派のぞみ	3	〒399-1311	南信濃和田1343番地1	0260-34-2248
17	新井 信一郎	会派のぞみ	4	〒395-0151	北方3330番地1	25-5181
18	清水 勇	会派のぞみ	4	〒399-2221	龍江2453番地1	27-2569
19	吉川 秋利	会派のぞみ	4	〒395-0807	鼎切石4375番地	24-8268
20	木下 克志	会派のぞみ	5	〒395-0803	鼎下山665番地	24-5645
21	村松 まり子	公明党	5	〒395-0814	八幡町489番地2	24-6884
22	井坪 隆	会派みらい	6	〒395-0004	上郷黒田1826番地	23-6421
23	原 和世	会派みらい	6	〒395-0244	山本4703番地1	25-1216

### 年齢別議員数

(平成29年6月1日現在)

年齢	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
人員	0	2	5	4	11	1	23

### 当選回数別議員数

(平成29年6月1日現在)

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	計
人員	5	5	3	4	4	2	23



3 正副議長及び各委員会委員名簿

(1) 議長及び副議長

(平成29年5月9日改選)

議 長	清水 勇	副 議 長	永井 一英
-----	------	-------	-------

(2) 委員会

(平成29年5月10日改選)

◎印……委員長 ○印……副委員長

委 員 会 名	委 員			
総務委員会 (8人)	◎湊 猛 木下 徳康	○木下 容子 後藤 莊一	塚平 一成 木下 克志	小林 真一 井坪 隆
社会文教委員会 (7人)	◎福沢 清 永井 一英	○山崎 昌伸 新井信一郎	清水優一郎 吉川 秋利	古川 仁
産業建設委員会 (7人)	◎湯澤 啓次 福澤 克憲	○熊谷 泰人 村松まり子	岡田 倫英 原 和世	竹村 圭史
議会運営委員会 (8人)	◎村松まり子 湊 猛	○吉川 秋利 木下 克志	小林 真一 井坪 隆	湯澤 啓次 原 和世
リニア推進特別委員会 (8人)	◎井坪 隆 湯澤 啓次	○竹村 圭史 後藤 莊一	岡田 倫英 新井信一郎	塚平 一成 村松まり子
広報広聴委員会 (8人)	◎新井信一郎 小林 真一	○古川 仁 熊谷 泰人	岡田 倫英 木下 容子	塚平 一成 原 和世
議会改革推進会議 (8人)	◎後藤 莊一 福澤 克憲	○木下 徳康 山崎 昌伸	清水優一郎 福沢 清	小林 真一 吉川 秋利

4 監査委員及び南信州広域連合議会議員名簿

(1) 監査委員 (選任に同意)

(平成29年5月10日選任)

推 薦 基 準	任 期	氏 名
議員から1人を推薦 市長が議会の同意を得る。	4 年	木下 克志

## (2) 南信州広域連合議会議員

(平成29年5月10日選任)

推薦基準	任期	氏名
議員から12人 正副議長(2) 3常任委員長(3) 会派按分(7)	4年 (2年で改選)	清水 勇 永井 一英 湊 猛 福沢 清 湯澤 啓次 熊谷 泰人 木下 容子 新井信一郎 吉川 秋利 木下 克志 村松まり子 井坪 隆

## 5 議会選出の各種委員等

## (1) 附属機関等の委員名簿

(平成29年5月10日選任)

名称	推薦基準	任期	氏名
青少年問題協議会 (2人)	社文委員2	2年	福沢 清 山崎 昌伸
民生委員推薦会 (2人)	社文正副委員長	3年	福沢 清 山崎 昌伸
都市計画審議会 (5人)	総務1・社文1 産建2・ リニア1	2年	湊 猛 福沢 清 湯澤 啓次 熊谷 泰人 井坪 隆
国民保護協議会 (3人)	3常任委員長	2年	湊 猛 福沢 清 湯澤 啓次

## (2) その他の団体の役員

(平成29年5月10日選任)

名称	推薦基準	任期	氏名
一般国道151号(飯田～豊橋)改良促進期成同盟会	議長	2年	【理事】清水 勇
一般国道153号改良期成同盟会	議長	2年	【理事】清水 勇
国道153号飯田南バイパス整備促進期成同盟会	議長	2年	【監事】清水 勇
天竜川上流治水促進期成同盟会	議長	2年	【理事】清水 勇
伊那テクノバレー地域センター(1人)	議長	在職期間	【地域評議員】清水 勇
リニア中央新幹線建設促進飯伊地区期成同盟会(7人)	正副議長 3常任委員長 監査委員 リニア推進特別委員長	在職期間	【副会長】清水 勇 【理事】永井 一英 湊 猛 福沢 清 湯澤 啓次 井坪 隆 【監事】木下 克志
三遠南信道路建設促進南信地域期成同盟会(3人)	正副議長 監査委員	2年	【副会長】清水 勇 【理事】永井 一英 【監事】木下 克志

三遠南信自動車道飯喬道路3工区建設促進期成同盟会	正副議長 産建正副委員長 地区出身議員 下久堅・千代・龍江	1年	【顧問】清水 勇 永井 一英 湯澤 啓次 熊谷 泰人 小林 真一 清水 優一郎
国道256号改良促進期成同盟会 (3人)	正副議長 産建委員長	2年	【理事】清水 勇 永井 一英 湯澤 啓次
主要地方道飯田富山佐久間線改良促進期成同盟会	正副議長 産建正副委員長 地区出身議員 下久堅・千代・龍江	2年	【理事】清水 勇 永井 一英 湯澤 啓次 熊谷 泰人 小林 真一 清水 優一郎
主要地方道飯島飯田線改良促進期成同盟会	正副議長 産建正副委員長 地区出身議員 座光寺・上郷 橋北・橋南・羽場 丸山・東野・鼎・伊賀良	2年	【監事】清水 勇 湯澤 啓次 【理事】永井 一英 岡田 倫英 熊谷 泰人 井坪 隆清 岡田 容子 福澤 克憲 福沢 昌伸 木下 秋利 古川 仁 山崎 昌伸 吉川 秋利 木下 克志 後藤 莊一 新井 信一郎
主要地方道飯田南木曾線改良促進期成同盟会	正副議長 産建正副委員長 地区出身議員 橋北・橋南・羽場・丸山・東野	2年	【理事】清水 勇 湯澤 啓次 熊谷 泰人 岡田 倫英 福澤 克憲 福沢 清 木下 容子 【監事】永井 一英
広域幹線林道千遠線開設期成同盟会 (2人)	議長 産建委員長	2年	【委員】清水 勇 湯澤 啓次
国道152号整備促進期成同盟会 (2人)	議長 産建委員長	2年	【理事】清水 勇 湯澤 啓次
国道418号整備促進期成同盟会 (4人)	正副議長 産建正副委員長	2年	【監事】清水 勇 湯澤 啓次 【理事】永井 一英 熊谷 泰人
都市計画道路羽場大瀬木線改良促進連絡協議会	正副議長 地区出身議員 橋北・橋南・羽場・丸山・東野・鼎・伊賀良	1年	【相談役】清水 勇 永井 一英 岡田 倫英 福澤 克憲 福沢 清 木下 容子 熊谷 泰人 古川 仁 山崎 昌伸 吉川 秋利 木下 克志 後藤 莊一 新井 信一郎
松尾浄化管理センター連絡協議会	正副議長 産建委員長 地区出身議員	在任期間	【委員】清水 勇 永井 一英 湯澤 啓次 木下 徳康 村松 まり子

## (3) 議員による任意の団体

名 称	基準	任期	氏 名
森林・林業・林産業活性化 促進議員連盟 (林業活性化推進飯田市 議員連盟)	各会派1 ※5名以上の会 派は2	2年	【会 長】湊 猛 【副会長】福沢 清 【幹 事】清水優一郎 小林 真一 福澤 克憲 古川 仁 【会 員】全市議会議員
スポーツ振興議員連盟	各会派1 ※5名以上の会 派は2	2年	【会 長】原 和代 【副会長】熊谷 泰人 【幹事長】古川 仁 【事務局長】竹村 圭史 【幹 事】小林 真一 福澤 克憲 【会 員】全市議会議員
三遠南信、浜松三ヶ日・豊 橋道路建設促進議員協議会	賛同議員	在職期間	【会 長】清水 勇 【会 員】全市議会議員

## 6 各会派及び各会派の代表者氏名

会 派 名	代表者名	議員数	会 派 名	代表者名	議員数
会 派 の ぞ み	木下 克志	13	会 派 み ら い	原 和世	3
公 明 党	村松まり子	3			
市 民 パ ワ ー	木下 容子	2	日 本 共 産 党	後藤 荘一	2

### Ⅲ 市議会の活動

#### 1 市議会の活動状況

##### (1) 市議会招集回数10か年比較表

区 分		年 次									
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
招集回数	定例会	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	臨時会	1	0	2	0	2	0	1	1	1	0
会期日数		89	89	112	102	105	101	101	93	102	98
本会議日数		21	20	22	17	18	17	19	18	18	17
議案件数		177	171	197	199	287	218	228	226	208	172

##### (2) 議会開会状況（平成28年1月から平成28年12月まで）

	会 議	会 期	会期日数	本会議日数
1	第1回定例会	2月23日～3月18日	25	4
2	第2回定例会	5月24日～6月15日	23	4
3	第3回定例会	8月30日～9月26日	28	4
4	第4回定例会	11月29日～12月20日	22	5
計			98	17

## (3) 議会審議状況（平成28年1月から平成28年12月まで）

区分		会別	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	計
市長 提出議案	予算・決算		23	2	19	9	53
	条例		22	2	4	13	41
	その他		18	7	13	3	41
	計(A)		63	11	36	25	135
議員 提出議案	条例		0	0	1		1
	その他		1	0	6		7
	計(B)		1	0	7	0	8
議決状況	可決・同意 ・承認		65	17	44	25	151
	否決						0
	継続審査						0
報告	専決処分		2	7	3	3	15
	その他		1	12	1		14
	計(C)		3	19	4	3	29
審議件数(A+B+C)			67	30	47	28	172

## 2 報酬その他

### (1) 報酬

役 職	報酬月額	役 職	給料月額
議 長	499,000 円	市 長	876,000 円
副議長	436,000 円	副市長	720,000 円
議 員	407,000 円	教育長	634,000 円
改定日	平成 11 年 4 月 1 日	改定日	平成 27 年 12 月 24 日

\*平成29年4月分から平成31年3月分まで、飯田市特別職の常勤の職員の給料月額は、上記の表に掲げる額とする。

### 報酬額の改定推移

(単位：千円)

種 別	改定年月日	S61	S62	S63	H 1	H 3	H 4	H 5	H 7	H 9	H11
		4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	10.1	7.1	4.1
議 長		331	339	352	369	413	437	469	485	494	499
副 議 長		278	285	296	310	352	372	410	424	432	436
議 員		259	266	277	290	325	343	383	396	403	407

### (2) 期末手当

6 月期支給額 報酬×1.45×155/100

12月期支給額 報酬×1.45×170/100

※ 平成29年4月から平成31年3月までの間に支給される期末手当は、議長90,000円、副議長78,000円、議員72,000円をそれぞれ支給すべき額から減ずる。

### (3) 費用弁償

(6)の表の規定に基づき往復の交通費のみ支給する。

### (4) 研修旅費

議 員 1 人 当 り 年 額	
常 任 委 員 会	実 費
議 会 運 営 委 員 会	実 費
海 外 研 修 視 察	所要額の 3 / 4 (交付金)

(5) 政務活動費

議員 1 人当り年額140,000円

(6) 飯田市議員等の旅費額

(平成3年4月1日改正)

旅費の区分 職務の区分	車 賃		日 当	宿 泊 料		食 卓 一 夜 に つ き 料
	交通機関 のある場 合	交通機関の ない場合 (1キロメ ートルにつ き)		県 内	県 外	
議員、教育委員、選挙管理委員、公平委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員、選挙長	実 費	円 37	円 2,600	円 11,800	円 13,100	円 2,600

3 定期刊行物

(1) 飯田市議会だより

ア 創刊 昭和46年4月1日

イ 発行回数 年4回(4月、7月、10月及び1月(定例会終了の翌月)。このほか臨時号)

ウ 発行部数 各33,200部

エ 印刷 オフセット印刷(A4版 1回平均10ページ)160号から表紙、裏表紙のみカラー刷り

(2) 飯田市議会要覧

ア 発行回数 年1回(例年6月発行)

イ 発行部数 150部

4 市議会会議録

(1) 各定例会及び臨時会の会議録

ア 発行回数 年4回(次回定例会の招集日までに発行)

イ 発行部数 31部

ウ 印刷 オフセット印刷(A4版)

(2) 全員協議会、常任委員会及び特別委員会の会議録

発行部数 1部

(3) 会議録検索システム

ア 平成4年第2回定例会以降の本会議、全員協議会、各委員会のデータが検索可能

イ 平成15年11月から、インターネットによる会議録検索に対応



## 5 議会事務局の事務分掌

### (1) 庶務係

- ア 公印の管理に関する事。
- イ 文書の収受、発送及び保存に関する事。
- ウ 予算及びその経理に関する事。
- エ 議員の身分、人事、福利厚生、共済等に関する事。
- オ 議員の報酬、費用弁償等に関する事。
- カ 議長会等に関する事。
- キ 儀式及び交際に関する事。
- ク 議会関係各室の管理に関する事。
- ケ 職員の人事、服務、給与等に関する事。
- コ 議決証明等に関する事。
- サ 物品の出納保管に関する事。
- シ 議会乗用車の管理に関する事。
- ス 他の係の所管に属さない事項に関する事。

### (2) 議事係

- ア 本会議に関する事。
- イ 常任委員会、特別委員会、協議会等に関する事。
- ウ 議会において行う選挙等に関する事。
- エ 公聴会、参考人等に関する事。
- オ 議案その他付議事件に関する事。
- カ 議員の出欠席に関する事。
- キ 議事日程及び諸報告に関する事。
- ク 請願及び陳情に関する事。
- ケ 会議録その他の会議記録の調製及び保管に関する事。
- コ 議会の傍聴に関する事。
- サ その他議事に関する事。

### (3) 調査係

- ア 議会、委員会等から命じられた事項の調査に関する事。
- イ 市政の調査及び研究に関する事。
- ウ 各種資料の収集、整理及び発行に関する事。
- エ 議員の研修に関する事。
- オ 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- カ 法令等の調査研究に関する事。
- キ 議会広報に関する事。
- ク 照会事項の回答に関する事。
- ケ 議会図書室に関する事。
- コ 視察に関する事。

IV 飯田市の概要

1 平成29年度飯田市各会計及び一般会計当初予算の概要

平成29年度 飯田市各会計予算の総額

会 計 名		予 算 額		比 較	
		29年度 (A)	28年度 (B)	(A)-(B) (C)	(C)/(B)
一 般 会 計		45,730,000	44,300,000	1,430,000	3.2
国民健康保険特別会計	事業勘定	11,515,000	11,266,000	249,000	2.2
	直診勘定	4,700	5,300	△ 600	△ 11.3
後期高齢者医療特別会計		1,304,200	1,272,000	32,200	2.5
介護保険特別会計		10,829,800	10,673,400	156,400	1.5
地方卸売市場事業特別会計		15,000	20,200	△ 5,200	△ 25.7
駐車場事業特別会計		70,000	71,500	△ 1,500	△ 2.1
墓地事業特別会計		15,000	23,700	△ 8,700	△ 36.7
簡易水道事業特別会計		-	150,000	△ 150,000	皆減
介護老人保健施設事業特別会計		706,300	693,000	13,300	1.9
ケーブルテレビ放送事業特別会計		96,100	128,800	△ 32,700	△ 25.4
病院事業会計		15,413,900	15,521,502	△ 107,602	△ 0.7
水道事業会計		4,387,200	3,294,600	1,092,600	33.2
下水道事業会計		6,376,000	6,860,900	△ 484,900	△ 7.1
特別会計の計		50,733,200	49,980,902	752,298	1.5
計		96,463,200	94,280,902	2,182,298	2.3

(単位:千円、%)

主 な 内 容		
		一般
保険給付費 6,639,542 後期高齢者支援金等 1,243,122 介護納付金 485,598 共同事業拠出金 2,570,219 保健事業費 83,095		国保
三穂診療所、上村歯科診療所		
後期高齢者医療広域連合納付金 1,267,064		後高
保険給付費 10,170,799 地域支援事業費 456,434		介護
卸売市場費 14,919		市場
中央、本町、飯田駅、駅西、扇町各駐車場の管理運営 66,318		駐車
霊園の管理運営 8,774 基金積立金 6,226		墓地
平成29年度から水道事業へ統合(法適化)		簡水
施設管理費 627,132 施設事業費 79,168		老施
竜東維持管理費 50,892 遠山郷維持管理費 18,326 公債費 23,327		ケテ
収益的収入 12,626,000 収益的支出 13,024,000 資本的収入 1,415,400 資本的支出 2,389,900		病院
収益的収入 2,219,400 収益的支出 2,056,500 資本的収入 1,393,000 資本的支出 2,330,700		水道
収益的収入 4,400,100 収益的支出 3,883,900 資本的収入 1,203,800 資本的支出 2,492,100		下水
		特会
		計

平成29年度 一般会計 歳入 (主な内容と増減内訳)

区 分	予 算 額		(A)の 構成比	増 減	
	29年度(A)	28年度(B)		(A)-(B) (C)	(C)/(B)
1 市 税	13,104,000	12,942,000	28.7	162,000	1.3
2 地 方 譲 与 税	434,000	415,000	0.9	19,000	4.6
3 利 子 割 交 付 金	15,000	12,000	0.0	3,000	25.0
4 配 当 割 交 付 金	49,000	61,000	0.1	△ 12,000	△ 19.7
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	56,000	3,000	0.1	53,000	1766.7
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,080,000	2,255,000	4.5	△ 175,000	△ 7.8
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	86,000	84,000	0.2	2,000	2.4
8 地 方 特 例 交 付 金	50,000	46,000	0.1	4,000	8.7
9 地 方 交 付 税	11,141,000	11,250,000	24.4	△ 109,000	△ 1.0
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000	18,000	0.0	0	0.0
11 分 担 金 及 び 負 担 金	772,764	810,280	1.7	△ 37,516	△ 4.6
12 使 用 料 及 び 手 数 料	537,108	540,754	1.2	△ 3,646	△ 0.7
13 国 庫 支 出 金	5,356,340	4,910,032	11.7	446,308	9.1
14 県 支 出 金	2,860,032	2,777,578	6.3	82,454	3.0
15 財 産 収 入	33,459	34,511	0.1	△ 1,052	△ 3.0
16 寄 附 金	207,000	106,000	0.5	101,000	95.3
17 繰 入 金	811,965	1,018,760	1.8	△ 206,795	△ 20.3
18 繰 越 金	600,000	500,000	1.3	100,000	20.0
19 諸 収 入	2,784,932	2,353,385	6.1	431,547	18.3
20 市 債	4,733,400	4,162,700	10.4	570,700	13.7
合 計	45,730,000	44,300,000	100.0	1,430,000	3.2

※表示単位未満四捨五入。各項目と合計は一致しない場合があります。

主 内 容	増減(A)-(B)の主な内容	
市民税 5,741,000 (個人 4,722,000 法人 1,019,000) 固定資産税 5,691,000 軽自動車税 337,000 市たばこ税 644,000 入湯税 3,000 都市計画税 688,000	市税は現年課税分で比較 個人 5,000 法人 55,000 固定資産税 101,000 軽自動車税 17,000 たばこ税 △14,000	市税
地方揮発油譲与税 126,000 自動車重量譲与税 289,000	自動車重量 20,000 地方揮発油 △1,000	地譲
	利子割交付金 3,000	利子
	配当割交付金 △12,000	配当
	株式等譲渡所得割交付金 53,000	株式
地方消費税税率上げによる増収分796,496千円は全額を社会保障施策に充当 (充当内訳:社会福祉 383,861、社会保険 231,767、保健衛生 180,868)	地方消費税交付金 △175,000	消費
	自動車取得税交付金 2,000	自取
	地方特例交付金 4,000	地特
普通交付税 10,141,000 特別交付税 1,000,000	普通交付税 △209,000 特別交付税 100,000	地交
		交通
民生費負担金 692,888 (保育料 607,448 老人措置 79,609) 農林費分担金 52,560 (非補助土地改良 50,000) 総務費負担金 20,868 (戸籍システム共同利用 15,649)	道路改良事業負担金(広域連合) △15,200 民間保育所保護者負担金 △13,915 公立保育所保護者負担金 △10,939	分負
住宅使用料 148,441 ごみ処理手数料 137,827 休日夜間急患診療所使用料 42,914 道路河川占用料 37,200 文化会館使用料 20,100 斎苑使用料 19,128 戸籍手数料 17,892 地域振興住宅使用料 14,762 建築確認手数料 11,000 住民票手数料 10,669	幼稚園使用料 △4,855 休日夜間急患診療所使用料 △2,129 徴税諸証明手数料 △1,001 住民票手数料 △872 建築確認手数料 3,120	使手
<b>【負担金】</b> 民生費 3,843,052 (児童手当 1,286,152 障害者 848,202 生活保護 509,256 民間保育所 763,545 ひとり親家庭 144,071) 衛生費 67,500 (保健基盤安定)	民間保育所負担金 153,814 民間保育所等整備交付金 126,294 社会資本整備総合交付金 73,504 文化財保護補助金 47,762 地域公共ネットワーク等強靱化事業補助金 20,178 生活保護措置負担金 19,800 障害者自立支援給付費負担金 15,876 子ども・子育て支援交付金 8,567 児童扶養手当負担金 5,480 現年度分低所得者保険料軽減負担金 5,293 児童手当負担金 △8,474 地域生活支援事業補助金 △13,609	国庫
<b>【補助金】</b> 総務費 22,201 (社会保険・税番号制度) 民生費 379,571 (民間保育所整備 259,321 地域生活支援 43,458) 衛生費 12,958 (環境保全 7,838 保健衛生 2,647) 商工費 4,400 (地方創生 2,500 文化財保護 1,000 市街地 900) 土木費 762,704 (道路 539,435 住宅 104,466 橋りょう 99,000) 消防費 9,460 (災害対策) 教育費 234,250 (文化財保護 172,706 文化芸術振興 23,000)	民間保育所負担金 98,274 老人福祉施設等整備事業補助金 82,122 子育て支援対策臨時特例交付金 73,294 一時預かり事業補助金 12,624 林道開設事業補助金 10,189 子ども・子育て支援交付金 8,567 障害者自立支援給付費負担金 7,938 民有林林道改良事業補助金 △12,120 鳥獣被害防止総合対策交付金 △29,445 参議院議員選挙委託金 △36,151 地域医療介護総合確保基金補助金 △118,241	県費
<b>【負担金】</b> 民生費 1,414,784 (障害者 508,105 民間保育所 403,139 児童手当 276,186) 衛生費 225,225 (保健基盤安定)		
<b>【補助金】</b> 民生費 593,364 (医療給付 206,405 老人福祉 157,558 民間保育所 120,746 地域子育て支援 60,746) 農林費 243,208 (林業振興 133,371 農業振興 32,941 農政対策 66,619 農業振興 6,000) 教育費 86,896 (子育て支援 74,030)		
<b>【委託費】</b> 総務費 218,475 (県民税 160,470 社会体育施設 15,978)		
財産貸付収入 21,406 不動産売払収入 6,001 基金運用収入 5,598	基金運用収入(基金利子) △1,105	財産
ふるさと寄附金 200,000 奨学資金 6,000 自治振興寄附金 1,000	ふるさと寄附金 100,000 自治振興寄附金 1,000	寄附
財調 400,000 減債 300,000 公共0 ふるさと 6,000 社会福祉施設 27,340 過疎 25,565 地域雇用 20,930 庁舎 18,016 財産区議会議員選挙 11,442 財産区事務 2,672	財政調整 △100,000 社会福祉施設整備 △58,396 庁舎建設 △25,357 減債 △23,000 過疎地域自立促進 △7,190	繰入
	純繰越金 100,000	繰越
貸付金元利収入 1,620,620(商工制度資金 1,400,000 生活資金 170,000) 受託事業収入 674,946(産業振興と人材育成の拠点 549,000) 雑入 485,836	産業振興と人材育成の拠点整備事業受託 549,000 中小企業振興資金貸付預託金回収金 △100,000 埋蔵文化財調査受託事業収入 △11,521	諸収
合併特例債 513,600 (社会教育施設 294,300 観光 219,300) 過疎対策事業債 102,800 (公共交通体系 35,200 林道 34,500 災害対策 32,400 自治振興 5,100 道路 15,300) 教育 194,200 (義務教育施設 89,100 社会福祉施設 61,900 学校給食 10,600) その他 3,922,800 土木 924,900 民生 782,900 衛生 206,200 農林 102,400 消防 84,800 総務 61,600 臨時財政対策債 1,760,000	介護サービス事業 677,100 公共事業 242,800 上下水道事業 155,300 臨時財政対策債 125,000 緊急防災・減災 83,000 合併特例 △205,700 過疎対策事業 △295,500	市債

平成29年度 一般会計 目的別歳出 (主な内容と増減内訳)

区 分	予 算 額		(A)の構成比	増 減	
	29年度 (A)	28年度 (B)		(A)-(B) (C)	(C)/(B)
1 議 会 費	277,507	278,822	0.6	△ 1,315	△ 0.5
2 総 務 費	4,338,697	4,804,349	9.5	△ 465,652	△ 9.7
3 民 生 費	15,482,394	14,653,871	33.9	828,523	5.7
4 衛 生 費	5,038,233	5,261,386	11.0	△ 223,153	△ 4.2
5 労 働 費	263,448	270,281	0.6	△ 6,833	△ 2.5
6 農 林 水 産 業 費	1,238,140	1,291,041	2.7	△ 52,901	△ 4.1
7 商 工 費	3,043,640	2,538,782	6.7	504,858	19.9
8 土 木 費	5,415,555	5,104,410	11.8	311,145	6.1
9 消 防 費	1,374,714	1,364,445	3.0	10,269	0.8
10 教 育 費	4,335,859	3,747,103	9.5	588,756	15.7
11 災 害 復 旧 費	4,300	4,300	0.0	0	0.0
12 公 債 費	4,877,413	4,941,110	10.7	△ 63,697	△ 1.3
13 諸 支 出 金	100	100	0.0	0	0.0
14 予 備 費	40,000	40,000	0.1	0	0.0
合 計	45,730,000	44,300,000	100.0	1,430,000	3.2

※表示単位未満四捨五入。各項目と合計は一致しない場合があります。

主 内 容	増 減 の 主 な 内 容	
議会費 277,507	事務局職員人件費 △1,050 議員一般経費 △118	議会
リニア駅周辺整備事業 210,441 総務一般経費 160,849 住民情報システム管理費 156,967 ふるさと飯田応援隊募集事業 109,193 地域自治支援事業 104,200 市民バス等運行事業 101,345 リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金積立金 100,000 リニア推進事業 96,110	庁舎整備事業 △455,814 自治振興センター耐震化整備事業 △237,708 地域振興住宅整備事業 △70,800 総務一般管理費 △50,356 市議会議員選挙費 45,832 ふるさと飯田応援隊募集事業 54,883 リニア推進事業 86,072 リニア駅周辺整備事業 173,623	総務
民間保育所運営費 2,163,574 児童手当費 1,820,525 介護保険特別会計繰出金 1,538,394 後期高齢者医療関係一般経費 1,050,000 総合支援介護給付事業 1,015,475 特別養護老人ホーム飯田荘建設事業 821,740 生活保護措置費 679,008 総合支援訓練等給付事業 677,401 民間保育所施設整備事業 425,291	特別養護老人ホーム飯田荘建設事業 429,916 民間保育所運営費 232,672 民間保育所施設整備事業 146,440 生活保護措置費 26,400 老人福祉一般経費 23,814 一時預かり・特定保育事業 18,936 児童手当費 △12,150 北方寮管理費 △12,737 特別養護老人ホーム等建設補助事業 △159,518	民生
病院事業会計負担金 1,351,115 水道費 671,699 広域連合負担金(焼却場) 590,830 国民健康保険特別会計繰出金 576,725 ごみ収集処理費 301,223 予防接種事業 181,492 妊婦健診事業 118,594	南信州広域連合負担金(焼却場) △324,513 国民健康保険特別会計繰出金 △130,182 簡易水道事業特別会計繰出金 △90,100 ごみ収集処理費 14,833 南信州広域連合負担金(竜水園) 19,245 病院事業負担金 35,615 水道費 243,002	衛生
勤労者協調融資 170,000 勤労者福祉センター管理費 18,596 桐林勤労者福祉センター管理費 17,521 労働諸費 12,753	桐林勤労者福祉センター管理費 △5,671 勤労者福祉センター管理費 △2,300	労働
林道改良事業(補助) 181,678 農業基盤整備資金償還補助事業 118,302 市単土地改良事業 114,032 非補助土地改良事業 50,000 農作物鳥獣被害対策事業 40,324 意欲ある農業者支援事業 37,405 中山間地域等直接支払事業 32,256	農作物被害対策事業 △33,598 林道改良事業(補助) △23,002 農業基盤整備資金償還補助事業 △18,827 6次産業化推進事業 △6,861 市単土地改良事業 10,000 国土保全特別対策事業 15,500 林道開設事業 21,190	農林
中小企業金融対策事業 1,500,000 産業振興と人材育成の拠点整備事業 611,043 天龍峡活性化事業 244,847 企業立地促進事業補助金 87,000 地場産業等振興事業 43,982	産業振興と人材育成の拠点整備事業 611,043 天龍峡活性化事業 175,478 企業立地促進事業補助金 17,000 中小企業金融対策事業 △110,000 社会資本整備総合交付金(天龍峡) △116,863	商工
下水道費 1,910,700 社会資本整備総合交付金事業(道路整備) 358,000 防災・安全交付金事業(道路整備) 333,000 道路補修事業 213,075 公営住宅整備事業(補助) 208,932 道路舗装補修事業 200,955 橋りょう長寿命化修繕事業 184,202	社会資本整備総合交付金事業 178,300 防災・安全交付金事業(道路整備) 112,600 橋りょう耐震整備事業 86,200 飯橋道路関連事業(単独) 40,500 市道改良事業 38,515 防災・安全交付金事業(通学路安全対策) 34,000 公営住宅整備事業(補助) △121,383	土木
広域連合負担金(消防) 981,047 消防団運営事業 184,901 消防体制強化整備事業(単独) 61,111 災害対策一般経費 59,522	消防体制強化整備事業(単独) 32,061 住宅倒壊防止対策事業 8,500 消防団詰所整備事業 △31,966	消防
公民館等耐震化整備事業 312,316 私立認定こども園施設整備事業補助金 285,207 恒川遺跡群保存活用事業(補助) 215,722 調理業務委託費 189,071 体育施設管理費 166,846 情報通信技術活用教育推進事業 149,764 公民館管理・運営費 118,717	私立認定こども園施設整備事業補助金 284,103 公民館等耐震化整備事業 259,657 恒川遺跡群保存活用事業(補助) 59,342 情報通信技術活用教育推進事業 58,162 歴史研究所事務所移転事業 47,549 小学校施設床改修事業 33,268 調理場整備事業 △37,536	教育
土木施設単独災害復旧 2,000 林道単独災害復旧 1,300		災害
長期債元金 4,606,968 長期債利子 268,445 一時借入金利子 2,000	元金 △3,164 利子 △60,533	公債
学術研究振興基金積立 100		諸支
予備費 40,000		予備

平成29年度 一般会計 性質別歳出 (主な増減内訳)

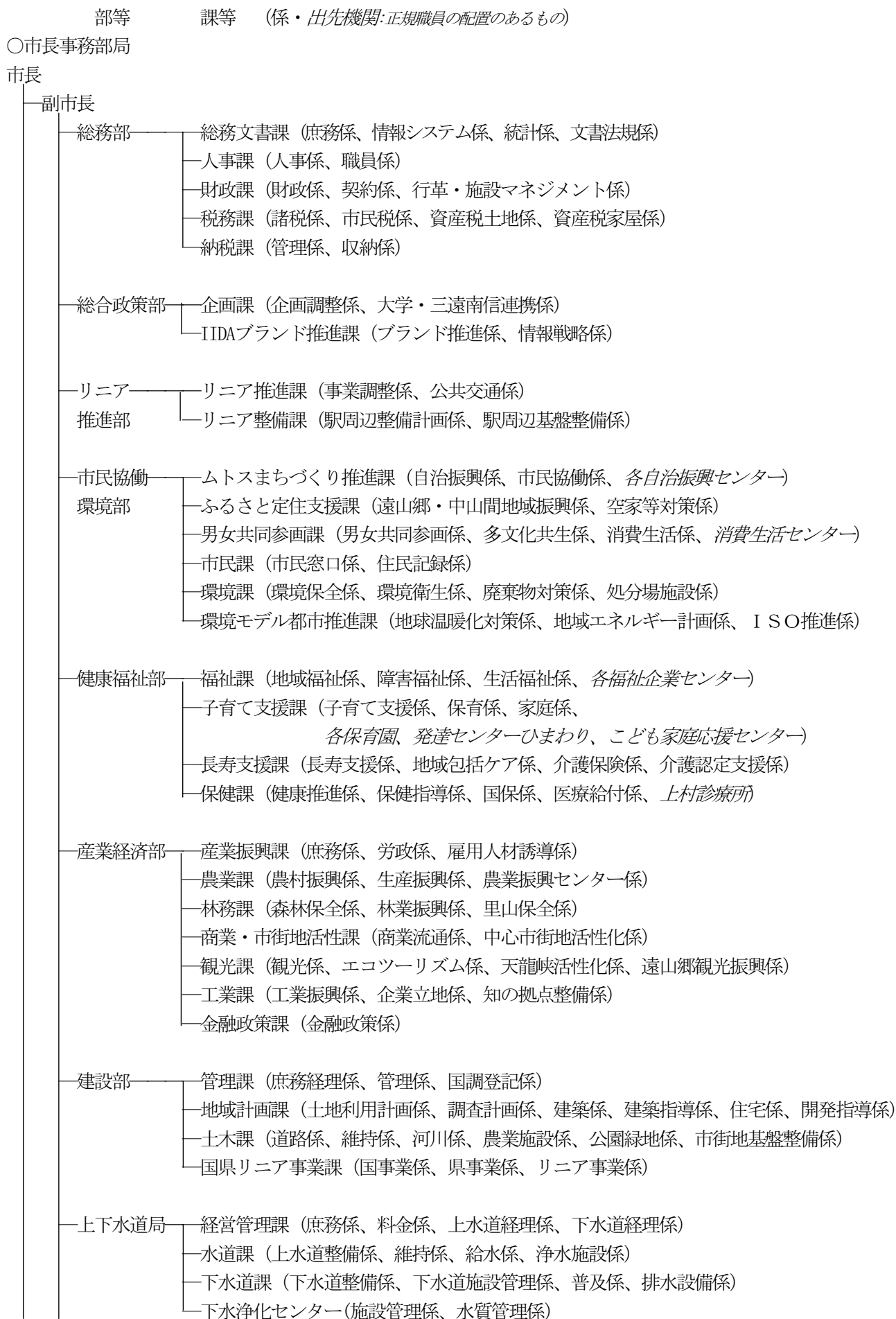
	29年度予算額		28年度予算額		増減	
	(A)	構成比	(B)	構成比	(A)-(B) (C)	(C)/(B)
1 人件費	5,796,500	12.7	5,868,269	13.3	△ 71,769	△ 1.2
2 扶助費	8,393,587	18.3	8,083,055	18.3	310,532	3.8
3 公債費	4,877,413	10.7	4,941,110	11.2	△ 63,697	△ 1.3
小計	19,067,500	41.7	18,892,434	42.8	175,066	0.9
4 物件費	6,141,129	13.4	5,935,021	13.4	206,108	3.5
5 維持補修費	671,361	1.5	639,935	1.4	31,426	4.9
6 補助費等	7,108,536	15.5	7,501,834	16.9	△ 393,298	△ 5.2
7 積立金	100,100	0.2	100,100	0.2	0	0.0
8 投資・出資金	811,091	1.8	544,953	1.2	266,138	48.8
9 貸付金	1,631,900	3.6	1,731,660	3.9	△ 99,760	△ 5.8
10 繰出金	3,669,702	8.0	3,895,905	8.8	△ 226,203	△ 5.8
11 投資的経費	6,488,681	14.2	5,018,158	11.3	1,470,523	29.3
補助	2,562,142	5.6	1,950,692	4.4	611,450	31.3
単独	3,926,539	8.6	3,067,466	6.9	859,073	28.0
普通建設費	6,484,381	14.2	5,013,858	11.3	1,470,523	29.3
補助	2,562,142	5.6	1,950,692	4.4	611,450	31.3
単独	3,922,239	8.6	3,063,166	6.9	859,073	28.0
災害復旧費	4,300	0.0	4,300	0.0	0	0.0
補助	0	0.0	0	0.0	0	0.0
単独	4,300	0.0	4,300	0.0	0	0.0
12 予備費	40,000	0.1	40,000	0.1	0	0.0
合計	45,730,000	100.0	44,300,000	100.0	1,430,000	3.2

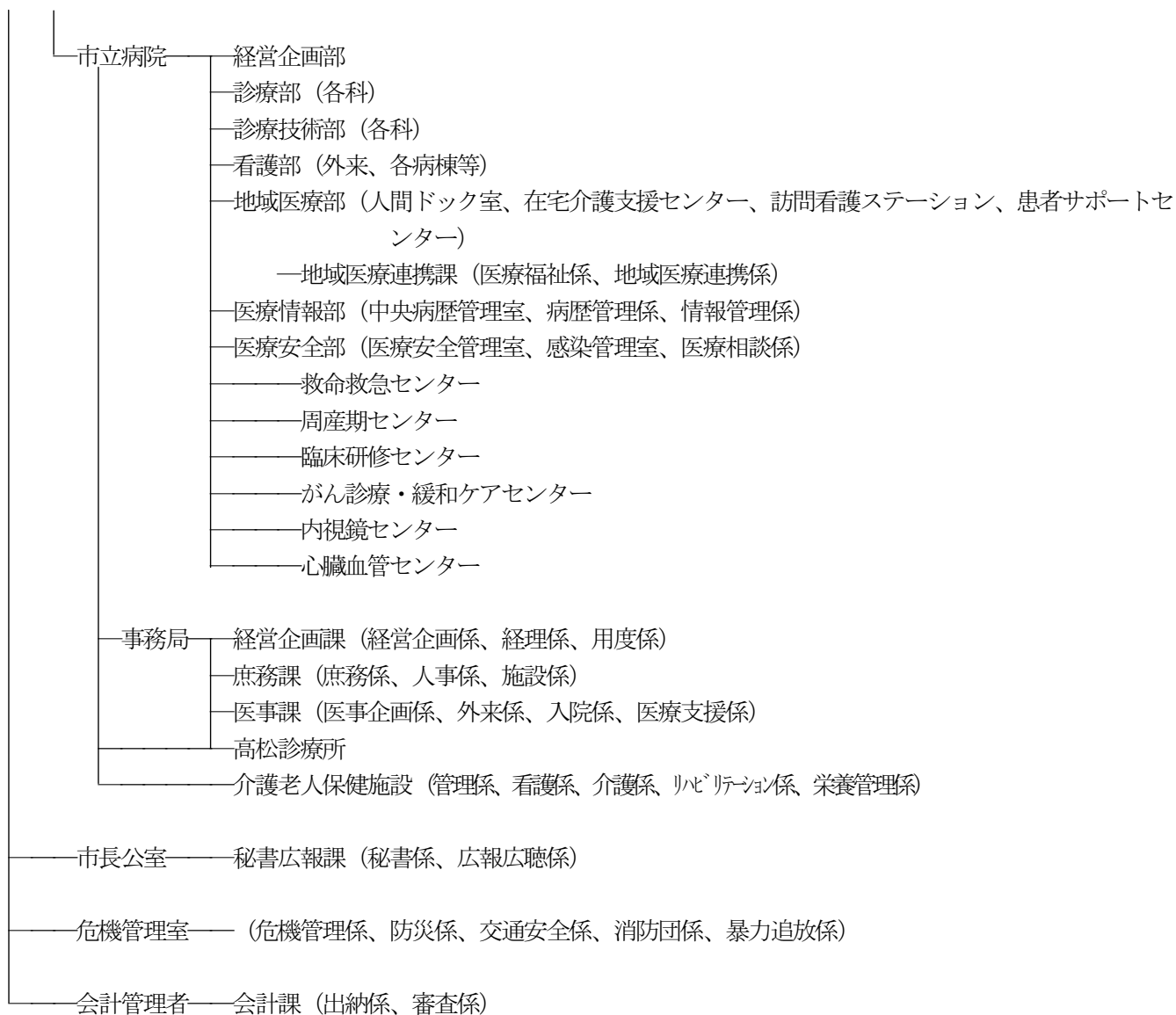
※表示単位未満四捨五入。各項目と合計は一致しない場合があります。



増減の主な内容		
職員給与 10,795 退職手当 △62,689 市町村共済負担金 △14,690		人件
民間保育所運営費 232,672 生活保護措置費 25,522 準要保護児童・生徒給食扶助費 21,187 障害者支援給付 20,388 児童扶養手当 16,438 子どもの医療給付 13,402 児童手当 △12,150		扶助
元金 △3,164 利子 △60,533		公債
		小計
リニア駅周辺整備 172,502 リニア推進事業 86,257 ICT教育ネットワーク環境整備 40,357 業務用パソコン更新 24,874 住民情報システム更新 24,664 図書館システム更新 24,154 乳幼児予防接種 21,465 除籍・改製原戸籍電子化 19,980 児童館・児童クラブ・児童センター運営 17,424 ふるさと飯田応援隊募集 16,883 PCB処理経費 △52,527 産業用地整備 △45,988 固定資産評価替 △43,592 教科書購入 △27,723 学校パソコン・サーバー機器購入 △14,800 データ放送システム機器更新 △11,129		物件
道路定期点検 20,000 道路舗装補修 13,169 除雪費 △3,310		維持
簡易水道事業補助金 44,489 ふるさと飯田応援隊募集 38,000 広域連合負担金(竜水園) 19,245 一時預かり・特定保育補助金 18,936 特別養護老人ホーム運営補助金 18,000 市議会議員選挙費 14,725 広域連合負担金(焼却場) △342,513 特別養護老人ホーム等建設補助金 △159,518 病院事業負担金 △38,385 鳥獣被害対策 △29,605 下水道事業補助金 △24,156		補助
		積立
水道事業出資金 192,138 病院事業出資金 74,000		投資
中小企業金融対策事業預託金 △100,000 奨学金貸付金 240		貸付
介護保険 8,912 介護老人保健施設 3,910 後期高齢者医療 3,281 国民健康保険 △130,182 簡易水道 △90,100 ケーブルテレビ △21,700 地方卸売市場 △324		繰出
		投資
		補助
		単独
		普建
私立認定こども園施設整備 284,103 社会資本整備(道路) 183,000 民間保育所施設整備 146,440 防災・安全交付金(道路) 92,600 恒川遺跡群保存活用 59,342 防災・安全交付金(通学路) 34,000 林道開設 21,190 公営住宅整備 △121,383 社会資本整備(天龍峡) △116,863 林道改良(補助) △23,002		補助
産業振興と人材育成の拠点整備 606,996 特別養護老人ホーム飯田荘建設 429,916 公民館等耐震化整備 259,657 天龍峡活性化事業 170,920 橋りょう耐震整備 86,200 歴史研究所移転 47,549 飯喬道路関連事業 40,500 学校施設床改修 33,268 消防体制強化整備 32,072 産業用地整備 30,000 中山間地域振興 26,991 ICT教育機器等整備 25,948 庁舎整備 △455,814 自治振興センター耐震化整備 △237,708 地域振興住宅整備 △70,800 調理場整備 △38,400 消防団詰所整備 △31,966 防災対策避難路整備 △31,800		単独
		災害
		補助
		単独
		予備

2 飯田市行政組織機構図 (H29. 4. 1)





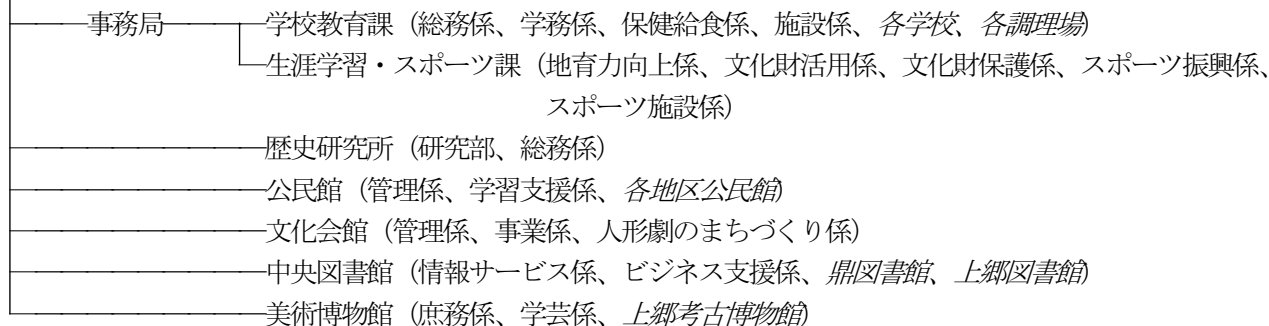
○市議会、行政委員会

市議会事務局 (庶務係、議事係、調査係)

教育委員会

|

教育長



選挙管理委員会 事務局 (選挙係、啓発係)

公平委員会 (事務職員)

監査委員 事務局 (監査係)

農業委員会 事務局 (農地係、振興係)

固定資産評価審査委員会 (書記)

### 3 職員の定数

(平成29年4月1日現在)

区 分	定 数 (人)	実 数 (人)
市長の事務部局の職員	755	621
議会の事務部局の職員	9	6
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	150	125
選挙管理委員会の事務部局の職員	5	3
公平委員会の事務部局の職員	2 (市長部局職員兼務2)	0
監査委員の事務部局の職員	4	3
農業委員会の事務部局の職員	16 (市長部局職員兼務8)	5
固定資産評価審査委員会の事務部局の職員	2 (市長部局職員兼務2)	0
病院事業の職員	750	748
水道事業の職員	32	21
小 計	1,725	1,532
市長部局付派遣職員		
(財)南信州・飯田産業センター		3
(社福)飯田市社会福祉協議会		1
飯田市土地開発公社		6
長野県後期高齢者医療広域連合		1
長野県地方税滞納整理機構		1
飯田市職員労働組合専従		2
小 計		14
派遣職員(自治法派遣)		
南信州広域連合 事務局		7
〃 飯田広域消防		-
〃 飯田環境センター		2
小 計		9
合 計		1,555

# 飯田市市歌

堀内 敬三 作曲  
宮脇 至 作詞  
西條 八十 補

一、山はアルプス赤石の

峰にかがやくしらゆきを

高き心のすがたとあおぎ

かける理想よ我らが飯田

二、谷は伊那谷天竜の

あぐるしぶきにたつ虹を

清き命の泉となして

希望もえたつ我らが飯田

三、南信濃に伝統の

文化花咲く美し町

協す力にいぶきも新た

のびよ久遠に我らが飯田

# 飯田市歌

犬塚 利国 作詞  
飯田 景広 編曲

一、山紫に 水明らかに

生業栄え 人皆和して

希望の光 遍く充てり

げに飯田市の 輝く天地

二、南信濃の 陽は照り映えて

四季行楽に 名を負うところ

観光都市の 誉れも添ひて

げに飯田市の 輝く前途

三、落葉に残す 千古の偉業

烈婦偲ぶ 不断の煙り

大儒の松風 今なお高し

げに飯田市の 輝く誇り

四、ああ天恵に 幸負う我等

協同進取の 旗なびかせて

目指すは彼方 久遠の理想

げに飯田市の 輝く使命

## 飯田市議会要覧 平成29年度版

発行日 平成29年6月発行

編集・発行 飯田市議会事務局  
〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地

TEL 0265-22-4523 (直通)  
0265-22-4511 (代表： 内線 5611)

FAX 0265-53-8821

E-mail [igikai@city.iida.nagano.jp](mailto:igikai@city.iida.nagano.jp)

URL <http://www.city.iida.lg.jp/>